

令和 年度 食物アレルギー等対応申請書兼決定書

※この申請書は、学校給食において配慮が必要な方のみ提出してください。

学校名										
(ふりがな)										
児童氏名										
学年		クラス		提出日		年	月	日		

①除去対応を希望する食品に○をつけてください。特定原材料以外の食品は、食品名を記入してください。給食で
使用しない食品は記入の必要はありません。
②初回申請時から変更等があった場合、提出日、「解除または追加申請」のどちらかに○印、解除の場合は食品
欄に「解除」と記入してください。
※提供前にアレルギー物質の混入や除去食の取り忘れがあった場合、またその恐れがあると校長が判断した場
合、提供を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

		食品欄																	
		鶏卵	牛乳・乳製品		小麦	その他													
			飲用牛乳	飲用牛乳以外															
	初回申請時																		
1	年 月 日提出 解除または追加申請																		
2	年 月 日提出 解除または追加申請																		
3	年 月 日提出 解除または追加申請																		

※この申請書は、除去対応または解除を希望する月の前月10日までに提出してください。

※食物アレルギー表示が義務付けられた特定原材料とそれに準ずる品目のうち、以下の食品は給食では使用
しません。

生卵・半熟卵、マヨネーズ、うずら卵、えび、そば、落花生（ピーナッツ）、くるみ、かに、アーモンド、あわび、いくら、
カシューナッツ、マカダミアナッツ※1、生の果物※2（りんご、オレンジ、バナナ、もも、キウイ）

※1 表示義務のある食品ではありませんが、木の実類は症例数が多いことから、ピスタチオ、ヘーゼルナッツ、
ペカン、ブラジルナッツも給食では使用しません。
※2 給食で使用する生の果物は、パイン（冷凍）、みかん、ぽんかんのみです。

※次のいずれかに当てはまる場合、昼食はすべて弁当対応となります。

- ・調味料・だし・添加物の除去が必要
- ・加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合も除去指示がある
- ・多品目の食物除去が必要
- ・食器や調理器具の共有ができない
- ・油の共用ができない（例：小麦アレルギーの場合、前回小麦粉を含むフライを揚げた際の油を使用できない）
- ・その他、上記に類似した状況にあり、学校給食で対応が困難と考えられる状況

	学校確認欄	教育委員会確認欄
初回	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認)	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認) 年 月 より 対応
1	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認)	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認) 年 月 より 対応
2	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認)	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認) 年 月 より 対応
3	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認)	学校生活管理指導表 (年 月 日 確認) 年 月 より 対応